

社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置について

本日、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」が閣議決定された。

今回の骨子においては、都市自治体に大きく関係する少子化対策、医療保険制度、介護保険制度等に係る改革事項の今後のスケジュール、方向性が示されている。

今後、この改革事項を着実に推進するためには、社会保障・税一体改革に基づく財源を確実に充当する必要がある。

特に、国民健康保険については、今回の改革を法律において設定する期限までに円滑に実施するため、消費税引き上げによる財源と合わせ、後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入により生じる財源を国保の支援に活用することにより、財政基盤の強化を図る必要がある。

国においては、今後、この骨子に基づき社会保障制度改革の全体像と進め方を明らかにする法律案を次期国会に提出することとしているが、改革を推進するに当たっては、社会保障の現場を担っている基礎自治体と丁寧に協議し、その意見を確実に反映することを求める。

平成25年8月21日

全 国 市 長 会